

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 小樽市の人口構造

小樽市の人口は昭和 39 年の約 20 万人をピークに減少が続き、令和 5 年 4 月末の住民基本台帳人口は 107,871 人となっている。

年齢構成では、生産年齢人口の減少と高齢化が進行し、令和 5 年 4 月末までの 10 年間で生産年齢人口は 18,599 人の減 ($\Delta 25.5\%$)、老年人口は 1,579 人の増 ($+3.6\%$) となっている。

② 小樽市の産業構造及び中小企業者の実態等

小樽市は天然の良港である小樽港を中心に運河や鉄道などが整備されるとともに、北海道発展の拠点の一つとして商業、工業、物流、金融などの産業が発展してきた。現在ではそうした歴史的な過程を背景とした水産加工、機械・金属製品、プラスチック製品、ゴム製品、繊維製品、日本酒、硝子工芸などの製造業や、市街地の発展とともに形成された商店街などの商業、港を中心とした物流関連産業のほか、高齢化の進行に伴い医療・福祉産業も集積している。

また、東アジア圏を中心とした外国人観光客の増加など、好調なインバウンドを背景に基幹産業の一つに成長した観光関連産業については、新型コロナウイルス感染症の影響による渡航制限下において観光入込客数が落ち込んでいたが、令和 4 年 10 月の渡航制限緩和以降、観光入込客数の回復が進んでおり、今後も基幹産業として更なる成長が期待される。

地域経済分析システム (RESAS) によると、平成 28 年付加価値額 (企業単位) は卸売業・小売業が本市全体の 20.2%、医療・福祉が同 18.9%、製造業が同 17.2% となっている。(※付加価値額=売上高-費用総額+給与総額+租税公課)

事業所数は、上位から卸売業・小売業 1,679 事業所、宿泊業・飲食サービス業 896 事業所などとなっており、小樽市の産業は多様な業種により構成されているが、事業所の 90.5% が従業者数 20 人未満であり、小樽市の経済は中小企業により大きく支えられている。事業所数は、平成 18 年から 28 年にかけて 900 減少 ($\Delta 13.7\%$) している。(平成 28 年経済センサス)

従業者数は、第 1 次産業が 145 人 (0.3%)、第 2 次産業が 10,920 人 (21.8%)、第 3 次産業が 39,175 人 (77.9%) であり、第 2 次産業及び第 3 次産業が 99.7% を占めている。(平成 28 年経済センサス)

直近の小樽市内の企業の景況感を示す業況判断 D I (業況好転-悪化) は、前年同期の $\Delta 33.1$ から 19.6 ~ 52.7 ポイント上昇している一方で、従業員の確保難、生産設備の不足・老朽化などが経営上の課題として挙げられている。

(小樽商工会議所「2022 年度第 4 四半期小樽市経済動向調査」)

小樽市内の事業所数及び従業者数

(平成28年経済センサス)

産業分類		事業所数	割合	従業者数	割合
1次産業	農業、林業、漁業	10	0.2%	145	0.3%
2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0%	0	0.0%
	建設業	400	7.0%	2,487	5.0%
	製造業	425	7.5%	8,433	16.8%
3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	7	0.1%	208	0.4%
	情報通信業	23	0.4%	105	0.2%
	運輸業、郵便業	222	3.9%	3,401	6.8%
	卸売業、小売業	1,679	29.6%	10,726	21.3%
	金融業、保険業	81	1.4%	866	1.7%
	不動産業、物品賃貸業	190	3.4%	717	1.4%
	学術研究、専門・技術サービス業	133	2.3%	713	1.4%
	宿泊業、飲食サービス業	896	15.8%	4,895	9.7%
	生活関連サービス業、娯楽業	529	9.3%	3,711	7.4%
	教育、学習支援業	149	2.6%	1,399	2.8%
	医療、福祉	520	9.2%	8,876	17.7%
	複合サービス事業	38	0.7%	545	1.1%
	サービス業(他に分類されないもの)	375	6.6%	3,013	6.0%
計	計	5,677		50,240	

(2) 目標

人口減少と少子高齢化の急速な進行や、事業所数の減少が続く状況の中、小樽市内の中小企業では従業員の確保難や生産設備の不足・老朽化が経営上の課題として挙げられていることから、設備の更新により労働生産性の向上を図り、生産能力等の増強、販路拡大などを通じ、経営の改善と雇用の確保につなげる必要がある。

このため、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことにより、設備の更新による生産性の向上が雇用の拡大につながる好循環を実現し、中小企業の活力ある成長発展と本市経済の活性化を目指すものである。

これを実現するための目標として、計画期間中に30件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

小樽市における産業構造を踏まえ、多様な設備投資を幅広く支援し、小樽市内の中小企業の生産性向上を実現するため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に規定する先端設備等の全てを対象とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

小樽市は小樽港と石狩湾新港の2つの重要港湾を有し、小樽港の後背地には、機械・金属、プラスチック、ゴムなどの技術力の高いものづくり関連産業のほか、小樽運河周辺を中心に観光関連産業が集積、石狩湾新港の後背地には、札幌圏と隣接する強みを生かした物流関連産業や食料品製造関連産業が集積している。また、漁港を有する高島、祝津、塩谷周辺の水産食料品関連産業や、小売業の中核である商店街は、特にJR小樽駅周辺を中心に地域ごとに形成されているなど、小樽市内全域に多様な産業が展開していることから、中小企業の多様な設備投資を行いやすい環境を整備することによる生産性向上を実現するため、小樽市内全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

小樽市では、食料品、プラスチック製品、ゴム製品、機械・金属製品、硝子工芸などの製造業や、卸売業・小売業、観光関連産業、運輸業、建設業、医療・福祉業など多様な業種が地域経済と雇用を支えており、本市経済の持続的な発展を図るため、幅広く支援する必要があることから全業種を対象とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月12日から令和7年6月11日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。